

明石市市民参画条例  
平成30年度の運用状況報告

明 石 市

## I 本編

### 1 市民参画手続の実施状況

- (1) 平成 30 年度の市民参画手法の実施状況について ..... ( 1 )
- (2) 市民参画手続実施の成果について～意見公募手続による成果～ ..... ( 3 )
- (3) 市民参画手続の各実施原則の実施状況 ..... ( 4 )

### 2 政策提案の取扱状況

- ▶ 取扱いの実績はありませんでした。

## II 参考資料編

### 1 市民参画手続の実施詳細

- (1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧 ..... ( 5 )
- (2) 意見公募手続 ..... ( 6 )
- (3) 審議会等手続 ..... ( 7 )
- (4) 意見交換会手続 ..... ( 8 )
- (5) その他の手法 ..... ( 9 )

※ワークショップ手続、公聴会手続、政策公募手続の実績はありませんでした。

### 2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等

(条例・計画) ..... ( 10 )

### 3 平成 30 年度に設置していた市民参画条例の評価の対象となる審議会等の状況

- (1) 法律・条例に基づくもの ..... ( 15 )
- (2) 規則・要綱に基づくもの ..... ( 16 )

### 4 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図

- ① 判断基準 ..... ( 17 )
- ② フロー図 ..... ( 20 )

# I 本編

# 1. 市民参画手続の実施状況

## (1) 平成 30 年度の市民参画手法の実施状況について

平成 30 年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等（条例制定や計画書策定等）の数は 6 件でした。

このうち、市民参画条例で実施することが義務付けられている「意見公募手続」を平成 30 年度に実施した政策等は 5 件でした。実施しなかった 1 件は、意見公募手続に代えて意見交換会手続を実施しました。

市民参画条例では複数の参画手法により市民参画手続を実施することが努力義務として規定されています。平成 30 年度は必ず実施しなければならないとされている意見公募手続以外に、審議会等、意見交換会などが市民参画手続として実施されました。

審議会等の開催については、6 政策等のうち 3 政策等で実施されました。

意見交換会については、1 件実施されました。「(仮称) 17 号池公園整備事業」において、平成 31 年 1 月 22 日より 3 回開催し、延べ 41 人の参加のもと、34 件の意見をいただきました。

その他の手法については、「(仮称) 17 号池公園整備事業」において、福祉のまちづくり条例に基づき、利用者アドバイザー及び専門家アドバイザーを対象に意見等を求めました。

### ◎各市民参画手法の実施状況

政策等数：	市民参画手法						
	意見公募	審議会等	意見交換会	その他	ワークショップ <sup>o</sup>	公聴会	計
<b>6 件</b>							
実施件数	5 件※1	3 件	1 件	1	—	—	11 件
意見数	18 意見		34 意見	—	—	—	52 意見
参加者数		13 人 (傍聴者数)	41 人	4 人	—	—	58 人

※1 政策等数 6 件のうち意見公募を実施しなかった 1 件は、意見公募に代えて意見交換会を実施。

★経年比較

[実施件数比較]

	実施 件数	市民参画手法						計
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ <sup>o</sup>	公聴会	その他	
H30	6件	5件	3件	1件	—	—	1件	11件
H29	31件	29件	7件	1件	—	—	0件	37件
H28	9件	8件	5件	3件	—	—	2件	17件

[1件当たりの意見数、参加者数]

		市民参画手法					
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ <sup>o</sup>	公聴会	その他
H30	意見数	4意見		34意見	—	—	
	参加者数		4人	41人	—	—	4人
H29	意見数	1意見		1意見	—	—	—
	参加者数		4人	23人	—	—	—
H28	意見数	21意見		18意見	—	—	—
	参加者数		10人	113人	—	—	408人

## (2) 市民参画手続実施の成果について～意見公募手続による成果～

平成 30 年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等 6 件のうち意見公募手続を実施したのは 5 件でした。この 5 件のうち、2 件で意見が提出されました。

意見が提出された 2 件のうち、1 件において、政策等（案）を修正しました。その内容は以下のとおりです。

### ◎意見公募手続における意見の提出状況と意見の反映状況

意見公募手続において意見が提出された政策等数	2 件 / 5 件
意見が提出された政策等のうち政策等（案）を修正した政策等数	1 件 / 2 件

### ★意見公募手続により修正した政策等（案）の修正概要

修正した政策等名	修正概要
明石市第 5 次障害者計画	<ul style="list-style-type: none"><li>● 計画内で使用している用語について、寄せられたご意見のとおり正しい名称を使用するよう文言を変更しました。</li></ul>

意見を受けたうち、修正を行わなかった理由としては主に、①条例や計画の運用面に関する質問や意見、②意見公募した政策等とは完全に一致しないが関連する施策等への意見が挙げられます。これらについては、実現可能なものについては対応していく旨がそれぞれの意見公募結果にまとめられています。

つまり、条例や計画を直接的に修正する以外でも意見を取り入れようとする意向が示されており、市民参画手続により、より充実した施策展開等が実施されていることがうかがえます。

これら以外にも、条例等には反映しないが、運用面に反映するという対応をとる政策等もあり、各課ともできるだけ意見を汲みいれようと努めています。

(3) 市民参画手続の各実施原則の実施状況

手法	実施原則	実施件数 (※)	平成 30 年度に実施しなかった理由	
		H30		
共通	複数手法	複数の参画手法を併用している	4 件 / 6 件	● 国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。(こども育成室施設担当、高年介護室)
	複数の方法で公表	複数の方法で公表している	5 件 / 6 件	● 意見交換会手続において、参加対象者を限定して開催したため。(「(仮称) 17 号池公園整備事業」)
意見公募	実施	対象事項に該当する施策について意見公募手続を実施	5 件 / 6 件	● まちづくり協議会や土地所有者と協議を重ねた結果、公募手続ではなく、隣接する自治会を対象として意見交換会で意見徴収をすることとしたため。(「(仮称) 17 号池公園整備事業」)
	意見公募期間	意見公募期間を 30 日以上とっている	5 件 / 5 件	● -
	公表	提出された意見、意見に対する検討結果及びその理由等を公表している	5 件 / 5 件	● -
審議会等	委員数	20 人以内	3 件 / 3 件	● -
	男女比	男女いずれもが委員総数の 3 割以上	1 件 / 3 件	● 条例に定める委員の資格から、学識経験者や医療関係者など対象者が限られるため。(地方独立行政明石市立市民病院評価委員会) ● 更生支援・再犯防止に関する専門的知識を有する女性が少ないため。((仮称) 明石市更生支援・再犯防止等に関する条例検討会)
	公募市民	公募による市民が委員総数の 2 割以上	1 件 / 3 件	● 医療又は経営等の知識が必要なため。(地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会) ● 支援の対象となる、罪に問われた等の刑事手続や刑務所における処遇の内容等について専門的な知識が必要なため。((仮称) 明石市更生支援・再犯防止等に関する条例検討会)
	委員名簿	委員の氏名、選任の区分等を公表可能としている	3 件 / 3 件	● -
	開催通知	開催日の 2 週間前までに審議事項、日時等を公表している	3 件 / 3 件	● -
	公開	会議を公開で開催している	3 件 / 3 件	● -
	公表	会議録を作成し、公表している	3 件 / 3 件	● -
意見交換会	開催通知	開催日の 2 週間前までに議題、日時等を公表している	0 件 / 1 件	● まちづくり協議会役員や地域の自治会会長を対象としたため。(「(仮称) 17 号池公園整備事業」)
	公表	開催記録を作成し、公表している	1 件 / 1 件	● -
その他	実施公表	実施日の 2 週間前までに事案の内容、市民参画手法の名称・内容、日時等を公表している	0 件 / 1 件	● 県に登録された利用者アドバイザー及び専門家アドバイザーが対象のため。(「(仮称) 17 号池公園整備事業」)
	結果公表	実施結果等を公表している	0 件 / 1 件	● 県に登録された利用者アドバイザー及び専門家アドバイザーが対象のため。(「(仮称) 17 号池公園整備事業」)

※ 平成 25 年度に策定した「市民参画手続の実施に関する判断基準」に基づき、件数を計上。

## Ⅱ 参考資料編

※担当部署名は平成 30 年度のもの



# 1 市民参画手続の実施詳細

## (1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定時期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法					未達成理由				
		局・部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の委施(条例第6条第2項に該当する政策等に限定)	
1	明石市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件を定める条例	こども局	こども育成施設担当	H31.4	郡道府県から中核市への権限移譲に伴い、こども園の認定要件を定める条例の制定が必要となったため、条例を制定する。	条例第6条第2項第3号	○							国の省令に定められている基準に基づいたものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エントドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。		
2	明石市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	福祉局	高年介護室	H30.6	介護保険法において中核市が定めることとされている介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める。	条例第6条第1項	○							国の省令に定められている基準に基づいたものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エントドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。		
3	明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例の制定	福祉局	地域総合支援室(更生支援担当)	H30.12	市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与するため、更生支援や再犯防止の推進等について条例を制定する。	条例第6条第2項第3号	○									
4	(仮称)17号池公園整備備事業	都市局	緑化公園課	H31.3	(仮称)17号池公園整備を目的とした、基本設計及び詳細設計を完了させる。	条例第6条第2項第4号		○								まちづくり協議会や土地所有者と協議を重ねた結果、公募手続きではなく、隣接する自治会を対象として意見交換会で意見聴取することとしたため。
5	地方独立行政法人明石市立市民病院第3期中期目標の策定	福祉局	保健総務課	H30.12	第2期中期目標期間の終了に伴い、新たな中期目標期間において市民病院が達成すべき業務運営に関する目標を定めた第3期中期目標を策定する。	条例第6条第2項第2号	○									
6	明石市第5次障害者計画の策定	福祉局	障害福祉課	H31.3	本市における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める障害者計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○									

(2) 意見公募手続

No.	政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法		意見の提出数				意見の提出方法（人数）				提出意見の検討		未達成理由				
		局・部名	課名	開始日	終了日	市広報紙	市ホームページ	あかし総合窓口	市民センター	行政情報センター	保健総務課窓口	人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	政策等の公表の修正の有無	結果の公表方法	30日以上の意見提出期間	2以上の方法による実施の公表
1	明石市外保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の条件を定める条例	こども局	こども育成室施設担当	H30.12.1	H31.1.7	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 こども育成室施設担当窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ こども育成室施設担当窓口			
2	明石市介護医療院の人員・施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	福祉局	高齢介護室	H30.4.16	H30.5.15	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高齢介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 高齢介護室窓口			
3	明石市衛生支援及び予防防止等に関する条例の制定	福祉局	地域総合支庁室（更生支援担当）	H30.7.23	H30.8.21	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 更生支援担当窓口	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 更生支援担当窓口			
4	地方独立行政法人明石市立市民病院 第3期中期目標の策定	福祉局	保健総務課	H30.9.10	H30.10.9	市広報紙 市ホームページ あかし総合窓口 市民センター 行政情報センター 保健総務課窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 保健総務課窓口			
5	明石市第5次障害者計画の策定	福祉局	障害福祉課	H30.12.17	H31.1.18	市広報紙 市ホームページ 市民センター サービスセンター 行政情報センター 障害福祉課窓口	5	17	0	0	0	0	0	0	0	5	0	有	市ホームページ 障害福祉課窓口			

(3) 審議会等手続（「市民参画手続が必要となった政策等一覧」に掲載されている政策等に関するもの）

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数					委員公募				委員名簿の公表			開催実績	会議の公開				会議録の公表		個別HPの有無	未達成理由					開催予定	備考					
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法		公募を行わない理由	可否	H30実績	公表しない理由	H30	可否		H30実績	傍聴者数(延)	公開しない理由	可否	H30実績			委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)
地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会	保健総務課	H22.9	法律 条例	地方独立行政法人法 地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例	中期目標の策定・変更、中期目標期間終了時に見込まれる業績評価、その他市長が必要と認める事項に関して意見を述べる。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	-	医療又は経営等の知識が必要のため	○	○	-	7	○	7	0	-	○	○	有		条例に定める委員の資格から、学識経験者や医療関係者など対象者が限られるため					有	
(仮称)明石市更生支援・再犯防止等に関する条例検討会	地域総合支援室	H29.12	要綱	(仮称)明石市更生支援・再犯防止等に関する条例検討会設置要綱	明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例に規定すべき内容の検討を行う。	2	0	0	10	12	11	1	×	-	-	-	専門的な知識が必要のため	○	○	-	2	○	-	-	-	○	-	有		更生支援・再犯防止に関する専門的知識を有する女性が少ないため					無	H31.3.31 廃止	
地域自立支援協議会	障害福祉課	H22.2	要綱	地域自立支援協議会設置要綱	・障害者計画及び障害福祉計画を策定するに当たり重要な事項について調査審議する。 ・障害者計画及び障害福祉計画に定める施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査し、評価する。	0	0	4	11	15	10	5	○	2	2	4	論文	-	○	○	-	4	○	4	13	-	○	○	有						有		
合計						7	0	4	21	32	25	7	1	2	2	4			3	3		13	3	11	13		3	2									

(4) 意見交換会手続

№	政策等の名称	担当部署		実施日時・場所			実施の公表		参加対象	参加者数	意見数	開催記録の公表方法	未達成理由			
		局・部名	課名	年月日	曜日	時間	場所	方法					期間	2週間前までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による開催記録の公表
1	(仮称)17号池公園整備事業	都市局	緑化公園課	H31.1.22 H31.3.12 H31.3.27	火 火 水	18:30~ 20:00 18:30~ 19:00 18:30~ 18:45	魚住小学校コミュニティセンター			まちづくり協議会役員自治会長	41	34	緑化公園課窓口	協議会役員会を対象としたため。地域の17自治会の会長を対象としたため。	協議会役員会を対象としたため。地域の17自治会の会長を対象としたため。	協議会役員会を対象としたため。地域の17自治会の会長を対象としたため。

(5) その他の手法

No.	政策等の名称	担当部署		具体的内容	実施方法（日時・期間・場所など）	実施の公表		対象	参加者・提出数など	結果の公表方法	未達成理由		
		局・部名	課名			方法	期間				2週間前までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による結果の公表
1	(仮称)17号地公園整備工事 業	都市局	緑北公園課	福祉のまちづくり条例に基づきチェック＆アドバイス会議の実施	平成31年3月14日（木） 10：00～12：00 県民会館 地下1階 会議室			県に登録された利用者アドバイザー及び専門家アドバイザー	4名		県に登録された利用者アドバイザー及び専門家アドバイザーが対象のため。	県に登録された利用者アドバイザー及び専門家アドバイザーが対象のため。	2以上の方法による結果の公表

## 2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等（条例・計画）

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
1	H30.6.29	明石市介護保険関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	介護医療院の創設に伴い、介護医療院の開設の許可等の申請に対する審査に係る手数料を新設しようとするもの。	A	条例第6条第3項第1号	高年介護室 介護保険担当
2	H30.6.29	明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	職員がポランテティア里親としての活動を行う際に、ポランテティア休暇を取得できるようにしようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	職員室 職員担当
3	H30.6.29	明石市環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	土壌汚染対策法の一部改正により、汚染土壌処理業の譲渡等の承認に係る事務が創設されたことに伴い、当該事務に係る手数料を新設しようとするもの。	C	判断基準 I ④	環境保全課
4	H30.6.29	明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	重度障害者医療費助成の要件である市民税の所得割の額を算定するに当たり、指定都市において所得割の税率が引き上げられたことから、指定都市からの転入者について従前より明石市に居住している住民との均衡を図るための特例を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ①	障害福祉課
5	H30.6.29	明石市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険法施行規則の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業者の指定等の要件を拡大しようとするもの。	A	条例第6条第3項第5号	高年介護室 介護保険担当

### < 条例 >

※「区分」のA、Cは、「(5) 参考：市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図」の「①判断基準」に記載の図にあるA、Cを指します。

※「実施しなかった理由」の判断基準①～⑩は、「(5) 参考：市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図」の「①判断基準」に記載の表の①～⑩を指します。

※参考：市民参画条例第6条第3項各号

(1) 市税の賦課徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。）

その他金銭の徴収に関するもの

(2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの

(3) 法令（法律、法律に基づく命令（告知を含む。）並びに条例及び規則をいう。以下同じ。）に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの

(4) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの

(5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの

(6) 特に緊急の必要のため作成すべきものであって、市民参画手続を行う暇がないもの

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
6	H30.6.29	明石市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	旅館業法等の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ①	生活衛生課
7	H30.6.29	明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	旅館業法の一部改正等に伴い、規定の整備を図るほか、所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第3号	都市総務課
8	H30.6.29	明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	大久保駅南地区再開発地区整備計画の名称変更に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第3号	建築安全課
9	H30.10.1	明石市市税条例の一部を改正する条例	平成30年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、市たばこ税の税率を引き上げるとともに、中小企業の先端設備に係る固定資産税の特例措置を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第5号	税制課
10	H30.10.1	明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築基準法の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を新設しようとするもの。	C	判断基準 I ④	建築安全課
11	H30.10.1	明石市財産区立会館条例の一部を改正する条例	森田会館を地元自治会に譲渡し、一層地域に密着した施設とするため、財産区立会館としての当該会館を廃止しようとするもの。	C	判断基準 I ②	財務室管財担当
12	H30.12.26	明石市児童相談所設置条例	児童福祉法の規定に基づき本市に児童相談所を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑩	児童相談所準備担当
13	H30.12.26	明石市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	第7次地方分権一括法により障害児通所支援事業者の指定等の権限が都道府県から中核市に移ることに伴い、児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ①	障害福祉課
14	H30.12.26	明石市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	本市に児童相談所を設置するに当たり、児童福祉法において児童相談所設置市が定めることとされている指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ①	障害福祉課
15	H30.12.26	明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法により児童相談所の設置に際して市が定めることとされている新たな児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を、現行の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に加えようとするもの。	C	判断基準 I ①	児童相談所準備担当

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
16	H30.12.26	明石市農業共済条例の全部を改正する条例	農業災害補償法の一部改正により農業共済制度の大幅な改正が行われたことに対応するため、条例の全部を改正しようとするもの。	C	判断基準 I ⑧	農水産課
17	H30.12.26	明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例	公選選挙法の一部改正により、市議会議員の選挙において、候補者の選挙運動用ビラの頒布が可能となるとともに、条例で定めることによりビラの作成費用を公費負担できるようになることに伴い、ビラの作成費用を公費負担することを定めようとするもの。	C	判断基準 I ①・③	選挙管理委員会事務局
18	H30.12.26	明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	母子家庭等医療費助成の助成額の算定に必要な市民税の課税の有無の判定を行うに当たり、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は寡夫と同様に取り扱いするための特例を定めようとするもの。	C	判断基準 I ⑥	児童福祉課
19	H30.12.26	明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	高齢期移行者医療費助成の要件である市民税の課税の有無を判定するに当たり、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は寡夫と同様に扱うための特例を定めようとするもの。	C	判断基準 I ⑥	長寿医療課
20	H30.12.26	明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	重度障害者医療費助成を受けるための所得要件を満たしているかどうかの判定及び助成額の算定要素である市民税の課税の有無の判定を行うに当たり、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は寡夫と同様に扱うための特例を定めようとするもの。	C	判断基準 I ⑥	障害福祉課
21	H30.12.26	明石市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法施行令（以下「令」という。）の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑧	高年介護室 介護保険担当
22	H30.12.26	明石市保健所設置条例の一部を改正する条例	あかし保健所に附帯施設を設置することに伴い、その設置及び管理に関する事項を定めようとするもの。	C	判断基準 I ④	保健総務課
23	H30.12.26	明石市職員給与に関する条例及び明石市立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額引上げ及び期末・勤奨手当の改定を行うこととするもの。	C	判断基準 I ⑦	職員室 給与担当
24	H30.12.26	明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	職員室 給与担当
25	H31.3.27	明石市事務分掌条例の一部を改正する条例	児童相談所の設置に際し、こども局を新設して、福祉局が所管している事務の一部をこども局に移管するほか、文化財の保護に関する事務を市長の所管事務に追加しようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	総務課



番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
26	H31.3.27	附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例	附属機関として設置している審議会等のうち、既に所期の目的を達成しているもの、審議すべき事項がないために近年開催されていないもの及び他の適切な方法により意見を聞くことが可能なものを廃止しようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	総務課
27	H31.3.27	明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定に準じ、任期付職員等の給料月額を引き上げるとともに、他都市との均衡を踏まえ、再任用職員であつてその職務の級が2級であるものの給料月額を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	職員室 給与担当
28	H31.3.27	明石市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	給与の適正化のため、特殊勤務手当について、国及び近隣他都市の動向を踏まえ、廃止を含めた更なる見直しを行おうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	職員室 給与担当
29	H31.3.27	明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築基準法の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を新設することと、国における事務の見直しにより申請手続が簡素化された事務に係る手数料を廃止するほか、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ④	建築安全課
30	H31.3.27	明石市文化財保護条例の一部を改正する条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、これまで教育委員会の所管とされていた文化財の保護に関する事務を市長の所管とすることができるようになったことから、当該事務を市長に移管するに当たり必要な整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ④	文化振興課
31	H31.3.27	明石市立総合福祉センター条例の一部を改正する条例	新たに設置する明石市立総合福祉センター新館の使用料その他施設の管理に関する事項を定めようとするもの。	C	判断基準 I ③	福祉総務課
32	H31.3.27	明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例	地方自治法の規定に基づく指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑩	斎場管理センター

<計画>

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
1	H30.6.28	生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画	生産性向上特別措置法に基づき、中小企業 of 先端設備等導入を促進するために、必要な事項を計画に定めるもの。	C	判断基準 I ①	産業政策課
2	H30.6.28	生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画	生産性向上特別措置法に基づき、中小企業 of 先端設備等導入を促進するために、必要な事項を計画に定めるもの。	C	判断基準 I ①	産業政策課
3	H31.3.29	明石市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	市の事務事業により排出される温室効果ガスについて、一層の削減を図ることを目的に、職員の意識改革をはじめとする庁内推進体制の構築及び建築設備等への省エネ機器の導入促進など、ソフト・ハードの両面の両面に対策についてとりまとめた計画（庁内計画）。	C	判断基準 I ⑦	環境総務課
4	H31.3.29	明石市災害廃棄物処理計画	今後起こりうる自然災害で発生する災害廃棄物の処理に関して、本市が実施するべき対応について取りまとめた計画（庁内計画）。	C	判断基準 I ⑦	環境総務課

### 3 平成 30 年度に設置していた市民参画条例の評価の対象となる審議会等の状況

#### (1) 法律・条例に基づくもの

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数					委員公募					委員名簿の公表			開催実績	会議の公開			会議録の公表		個別HPの有無	未達成理由				開催予定	備考							
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由		可否	H30実績	公表しない理由	H30	可否		H30実績	公開しない理由	可否	H30実績			委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H31
1 個人情報保護審議会	市民相談室	H13.4	条例	個人情報保護条例	個人情報保護制度の運営全般に関する事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	法令の解釈などの専門的な知識が必要のため	○	○	-	3	×	-	-	非開示情報を扱うため	×	-	有								有		
2 国民保護協議会	総合安全対策室	H18.4	法律 条例	国民保護法 国民保護条例	国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。	3	12	0	23	38	33	5	×	-	-	-	法に定められた関係機関から選出するほか、専門的な知識・経験が必要のため	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	無	国民保護の措置を行う主要な機関をすべて含めて組織する必要があるため(※条例で40人以上と定めている)	限られた関係機関に対する充て職であるため(関係機関には代表にこだわらない人選を依頼している)							無	
3 防災会議	総合安全対策室	S38.6	法律 条例	災害対策基本法 防災会議条例	・地域防災計画を作成し、その実施を推進する。 ・市の水防計画その他水防に重要な事項を調査審議する。 ・市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。	2	11	0	17	30	27	3	×	-	-	-	法令及び条例に定められた関係機関から選出するほか、専門的な知識・経験が必要のため	○	○	-	1	○	1	4	-	○	○	有	災害対応を行う主要な機関をすべて含めて組織する必要があるため(※条例で30人以上と定めている)	限られた関係機関に対する充て職であるため(関係機関には代表にこだわらない人選を依頼している)							有	
4 財政健全化推進市民会議	財政健全化担当	H26.4	条例	明石市財政健全化推進市民会議条例	財政健全化に係る計画、事務事業の見直し、施設配置の適正化等について調査審議する。	2	0	4	4	10	8	2	○	2	2	8	論文	-	○	○	-	1	○	1	1	-	○	○	有								無	
5 国民健康保険運営協議会	国民健康保険課	S34.4	法律 条例	国民健康保険法 明石市国民健康保険条例	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。	4	0	3	4	11	7	4	○	2	1	6	論文	-	○	○	-	2	○	2	2	-	○	○	有								有	
6 地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会	保健総務課	H22.9	法律 条例	地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例	中期目標の策定・変更、中期目標期間終了時に見込まれる業績評価、その他市長が必要と認める事項に関して意見を述べ。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	医療又は経営等の知識が必要のため	○	○	-	7	○	7	0	-	○	○	有								有		
7 市民参画推進会議	コミュニティ推進課	H23.4	条例	市民参画条例	市民参画条例の運用課題等について審議する。	0	0	0	0	0	0	0					-	-	-	0	×	-	-	-	○	-	有									無		
8 明石市環境審議会	環境総務課	H11.6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	環境基本計画の策定及び変更、保護地区等の指定並びに年次報告に関すること等について調査審議する。	5	0	4	8	17	11	6	○	2	2	14	論文	-	○	○	-	2	○	2	7	-	○	○	有								有	
9 都市計画審議会	都市総務課	H12.4	法律 条例	都市計画法 都市計画審議会条例	都市計画に関する事項を調査審議する。	5	0	0	8	13	12	1	×	-	-	-	都市計画の基本理念や、土木・建築等に関する技術的な専門知識が必要のため	○	○	-	2	○	1	1		○	○	有								有		
10 都市景観審議会	都市総務課	H4.6	条例	都市景観条例	都市景観の形成に必要な事項について、調査審議する。	6	0	2	0	8	5	3	○	1	1	8	論文及び面接	-	○	○	-	0	○	1	0	-	○	○	有								有	
11 市立学校通学区区域審議会	教育委員会事務局総務課	S41.10	条例	教育委員会附属機関の設置に関する条例	明石市立学校の通学区の設定、変更等について調査審議する。	2	1	0	7	10	6	4	×	-	-	-	市民生活に直接的な影響がある審議事項であり、審議の中立性を確保するため、委員については、適合まちづくり協議会役員、市立幼・小・中PTA役員などから委嘱しているため	○	○	-	1	○	1	0	-	○	○	有								有		
12 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会	政策室	H31.1	法律	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	①市域のバリアフリー化・ユニバーサルデザインに関する調査、検討 ②ユニバーサルデザインのまちづくりに関する計画の策定に関する協議 ③②の計画の実施状況の調査・分析等 ④その他、ユニバーサルデザインのまちづくりに係る意見交換、連絡調整等	3	3	0	22	28	23	5	×	-	-	-	法に定められた関係機関から選出するほか、バリアフリー法やその他関連法令・条例など専門的な知識・経験が必要のため	○	○	-	2	○	2	4	-	○	○	有	福祉その他の関係団体、関係公共交通事業者、関係行政機関、学識経験者など、法に定められた多くの関係者の参画が必要のため。	主に関係機関の長を選任しており、それら関係機関の長が主に男性であるため。							有	新設
合計						42	27	13	93	175	140	35	4	7	6	36		11	10		21	10	18	19		11	9											

(2) 規則・要綱等に基づくもの

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠	設置名称	主な審議事項	委員数										委員公募			委員名簿の公表		開催実績	会議の公開				会議録の公表		個別HPの有無	未達成理由					開催予定	備考				
						学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H30実績		公表しない理由	H30	可否	H30実績	傍聴者数(延)	公開しない理由		可否	H30実績	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)			委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H31
1	長期総合計画推進会議	政策室	H23.7	要綱	長期総合計画推進会議設置要綱	明石市第5次長期総合計画の進捗管理に係る事項について、審議する。	2	0	4	7	13	8	5	○	2	2	10	論文及び面接	-	○	○	-	1	○	1	0	-	○	○	有								有	
2	(仮称)明石市更生支援・再犯防止等に関する条例検討会	地域総合支援室	H29.12	要綱	(仮称)明石市更生支援・再犯防止等に関する条例検討会設置要綱	明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例に規定すべき内容の検討を行う。	2	0	0	10	12	11	1	×	-	-	-	-	-	○	○	-	2	○	-	-	-	○	-	有							無	H31.3.31 廃止	
3	地域自立支援協議会	障害福祉課	H22.2	要綱	地域自立支援協議会設置要綱	・障害者計画及び障害福祉計画を策定するに当たり重要な事項について調査審議する。 ・障害者計画及び障害福祉計画に定める施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査し、評価する。	0	0	4	11	15	10	5	○	2	2	4	論文	-	○	○	-	4	○	4	13	-	○	○	有								有	
4	地域総合支援センター運営協議会	地域総合支援室	H18.5	要綱	地域総合支援センター運営協議会設置要綱	・地域総合支援センターの設置等に関すること。 ・地域総合支援センターの運営及び評価に関すること。 ・地域における他機関及び多職種とのネットワーク化の推進に関すること。 ・その他地域総合支援センターの運営に関し必要な事項。	1	0	2	6	9	4	5	○	0	2	4	論文	-	○	○	-	1	○	3	5	-	○	○	有								有	
5	地域総合支援センター設置検討委員会	高年介護室		要領	地域総合支援センター設置検討委員会設置要領	・センターの機能、運営、設置計画、あり方に関すること	1	0	0	12	13	10	3	×	-	-	-	-	-	○	○	-	3	○	3	-	○	○	有								有	新規	
6	地域密着型サービス運営委員会	高年介護室	H18.8	要綱	地域密着型サービス運営委員会設置要綱	・地域密着型(介護予防)サービス費の額を定めること。 ・指定地域密着型(介護予防)サービス事業所の選定に関すること。 ・指定地域密着型サービス事業所等に従事する従業者に関する基準を定めること。 ・指定地域密着型サービス事業所等の設備及び運営に関する基準を定めること。	1	1	0	2	4	4	0	×	-	-	-	-	-	×	-	-	事業所選定に関する不当な圧力を防止するなど、審議の公平性・中立性を保持するため	○	×	-	-	事業所選定の公正の確保のため	○	×	有								有
合計							7	1	10	48	66	47	19	3	4	6	18			5	5		14	5	11	18		6	4										

## 4 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図

### ①判断基準

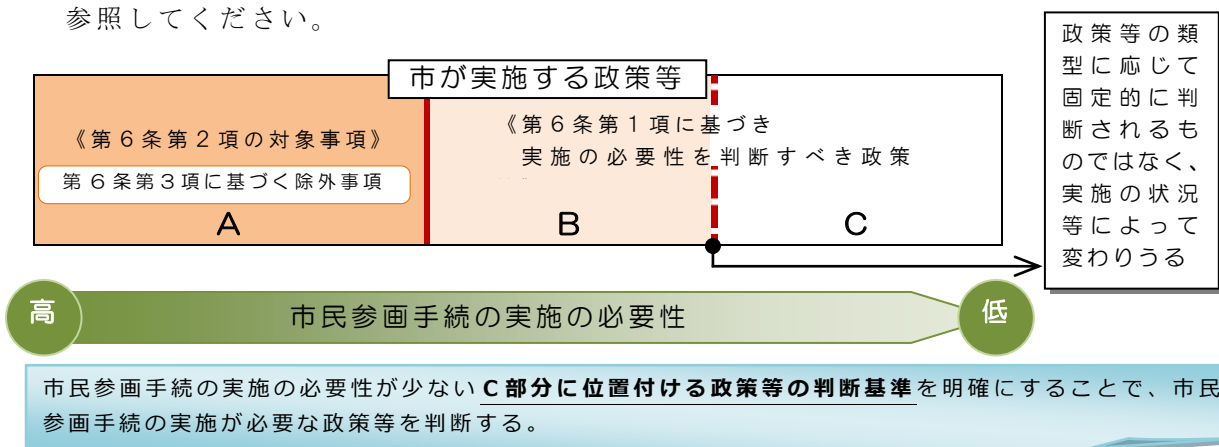
#### I 市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画手続を実施すべき政策等

市民参画条例第6条第2項で市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めていますが、それ以外の政策等については第1項で「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に手続を実施するものと定めています。

手続の実施の必要性を判断するに当たり、所管課ごとの認識の隔たりをなくすとともに、費用対効果についても考慮し、実質的な市民参画を推進するため、次のとおり基準を定めました。

なお、運用に当たっては、基準を画一的、限定的に捉えて必要性を判断するのではなく、政策等の内容や市民の関心、市民に与える影響等を踏まえて総合的に判断してください。

また、判断に当たっての流れは、別紙「市民参画手続の実施の判断に係るフロー図」を参照してください。



#### 〔市民参画手続の実施の必要性が低いC部分に位置付ける判断基準〕【表1】

判断基準	
関心・影響	① 特定の事業者等対象者が限定されるもの ② 特定の地域の市民にしか影響を及ぼさないもの ③ 市の財政に及ぼす影響が小さいもの
内容等	④ 金銭徴収に関するもの ⑤ 予算で定まった金銭給付施策に関するもの ⑥ 法令等に基づく事項で、市長等に裁量の余地がないもの ⑦ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの ⑧ 関係法令の改正に伴う規定整備などの軽易な内容のもの ⑨ 特に緊急を要するもので、市民参画手続を行う暇がないもの ⑩ 方針等の策定段階で市民参画手続を実施しており、その推進等を行うために実施するもの

※ A又はBに位置付けられる政策等であっても、別の法令に基づき市民の意見等を聴く手続を行った場合は、市民参画条例に基づく参画手続を実施することを要しない（第10条）。

#### II 市民参画条例に定める基準の例外

市民参画条例第8条、第9条及び第11条から第18条までに定める基準（複数の市民参画手法の併用、意見公募手続の30日以上意見提出期間、審議会等手続の委員数や公募市民の割合など）について、市の努力だけでは将来にわたって達成が不可能なものや、

一律に当てはめることが合理的でないものがあります。

そのようなものについては、表2に例示するような適正と判断できる理由があれば、基準の例外として取り扱うこととします。但し、安易に基準の例外とするのではなく、本当に基準が達成できないかを慎重に判断するとともに、例外としたものについても適宜見直しを行ってください。

【表2】

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
基本的事項	<b>【複数手法の実施】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響を及ぼす相手が限定され、その相手先の関係団体等の意見を別途聞いているため。</li> <li>複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。</li> </ul>	
	<b>【期間】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>突発的な事例、想定外の実例が生じたため（例：国会の法案成立等により、急遽条例改正等に対応する必要が生じた等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務のスケジュール上（〇月に条例案を議会に上程する必要がある等）条例に定められた期間を設けることができなかったため。</li> </ul>
意見公募	<b>【結果等の公表】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報など非公開情報を取り扱うため。</li> </ul>	
審議会等	<b>【意見公募手続の実施】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。</li> </ul>	
	<b>【委員数・市民公募】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員構成が法律・条例・規則に規定されているため。但し、条例・規則については、改正の必要性の指摘もありうる。</li> <li>～のような専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる専門的な知識を有することが、市民公募では困難であり、その理由が明確である。</li> <li>各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。 ⇒団体代表委員、地域選出委員に限定する理由が明確で、市民公募では困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>～のような専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる知識が専門的であることに限定する理由に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。</li> <li>各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。 ⇒団体代表委員、地域選出委員に限定する根拠に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。</li> </ul>
	<b>【男女比】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。 ⇒各種団体からの選出する者を代表とする必要性が明確である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。 ⇒各種団体からの選出する者を代表に限定する理由に乏しく、団体代表として女性を選出できる余地がある。</li> </ul>	
<b>【委員名簿の公表】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確でなく、公開可能と判断できる。</li> </ul>	



	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
審議会等	<b>【会議・会議録の公開】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。</li> <li>⇒公開することで、次回以降の選定等に影響がでる可能性が大きい。</li> <li>・法令により非公開となっているため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。</li> <li>⇒公開したとしても、次回以降の選定等に影響がでる可能性がないと判断できる。</li> </ul>

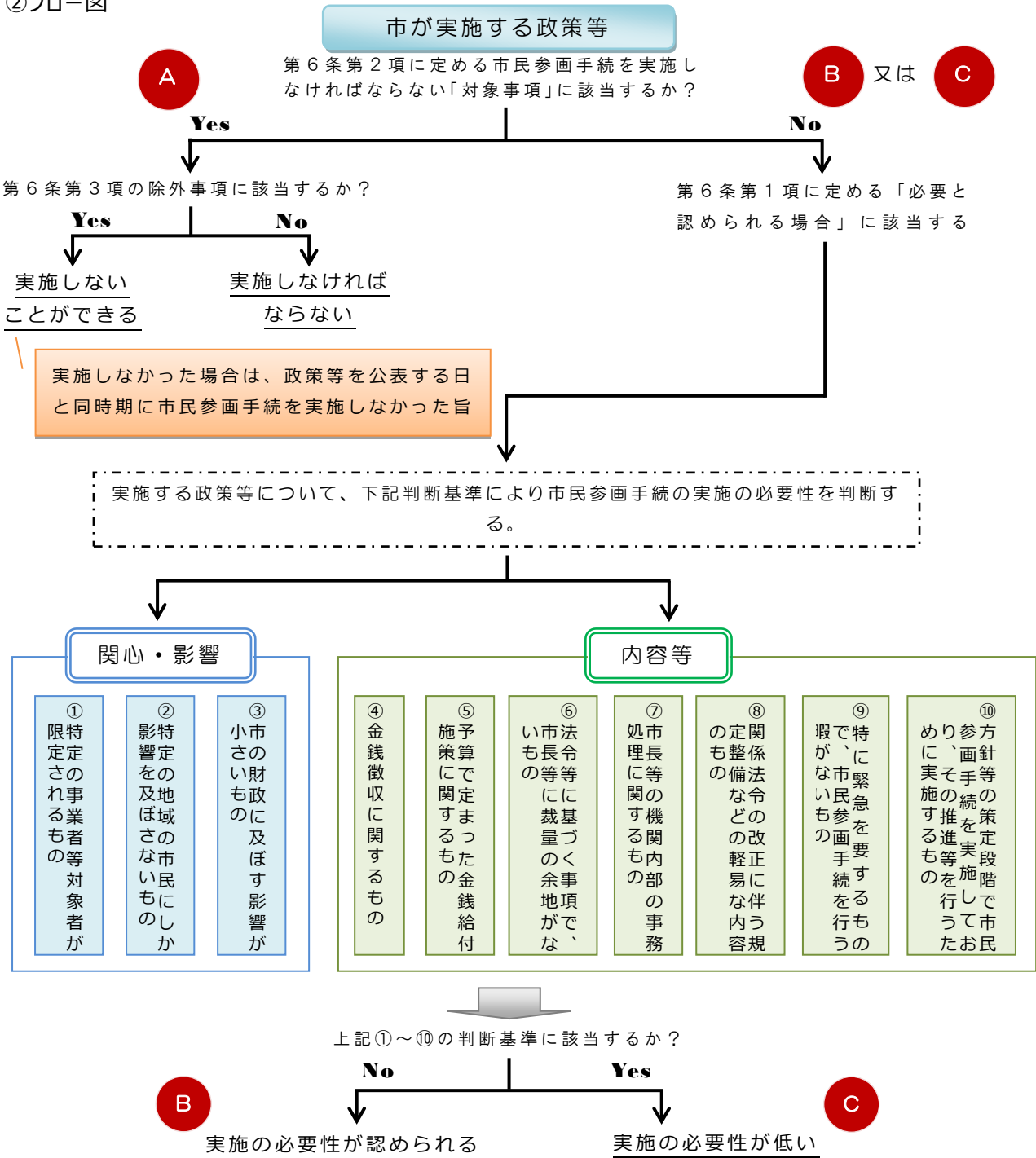
### Ⅲ 市民参画条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とする審議会等

市が設置する審議会等には、特定の政策等の決定などに当たり設置するもののほかに、各課の経常的な事業の実施に当たり設置しているものが多くあり、一律に市民参画条例に基づき評価の対象とすることは合理的でないことから、条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とするものの範囲を表3のとおり決めました。

【表3】

評価の対象とする審議会等	評価の対象としない審議会等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の政策等の決定などに当たり、諮問事項等について調査審議する審議会等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常的な案件について判定・認定等を行う審議会等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画等の策定、評価、見直しについて調査審議する審議会等</li> </ul>	
計画の策定や改訂、重要な内容の変更について審議する場合	年次報告や進捗管理のような経常的な案件について審議する場合
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             一つの審議会等であっても、審議する内容により、評価の対象となるかどうか           </div>	

②フロー図



**【上記①～⑩の判断基準についての留意点】**

- ①、②の基準の考え方により実施の必要性が低いと判断した政策等であっても、特定の関係者に対する説明会等の意見交換の機会を持つ必要がある場合も考えられる。
- 内容等における基準の④～⑨については、条例第6条第2項の対象事項に該当する政策等についての第3項の除外事項と同様の考え方となる。
- ②の基準の考え方は、対象となる政策等を特定の地域の市民にしか係らないものと捉えるのではなく、特定の地域内のことでその地域の市民だけで決められるものと捉えるものとする。